

## 出産で仕事に就けなかったとき

**5 出産手当金請求書**

被保険者が出産で仕事に就けず、給料を受けられないときは、出産（予定）日以前42日（多胎妊娠（双子以上）は98日）から出産日後56日までの期間内で、請求により出産手当金が支給されます。

**添付書類**

☆請求期間が含まれている月の賃金台帳と出勤簿（タイムカード）の写し。

**提出期限**

☆労務不能であった（労務に服さなかった）日ごとにその翌日から2年間。（2年経過すると、時効により支給できません。）

**留意点**

☆出産手当金の請求期間と傷病手当金の請求期間が重複する場合には、出産手当金が優先し傷病手当金は支給されません。

☆欠勤1日について標準報酬日額の3分の2が支給されます。（給料を受けているときも、その金額が出産手当金の支給日額より少ない場合は、その差額が支給されます。）

☆出産予定日よりも後に出産した場合は、遅れた期間も支給されます。

—資格喪失後に出産手当金を受ける要件を満たしている方で、引き続き給付を受ける場合—

☆在職期間（被保険者であった期間）が1年以上ある方が退職された場合、退職日において、出産手当金を受給できる状態（\*）であった方については、請求により出産手当金が支給されます。

\* 資格喪失後継続給付（法第104条）の支給要件が「・・・その資格を喪失した際に出産手当金の支給をうけているもの・・・」（有給休暇のため不支給のものを含みます）とあることから、退職日以前より出産手当金を受けている場合であっても、退職日に労務に服した場合は継続給付は支給されなくなります。

☆被保険者証の記号番号を記入した場合は、マイナンバー（個人番号）の記入は不要です。

☆被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合

- ・備考欄へマイナンバーを記入してください。
- ・マイナンバーを記入した場合は、「個人番号確認（通知カード又は個人番号記載住民票の写し等）」及び「本人確認（運転免許証又はパスポートの写し等）」をする為の添付書類が必要となります。
- ・事業主様経由で提出する場合は、「代理人の身元確認書類（事業主の免許証の写し等）」が必要となります。また、その場合は必ず「申請書の提出を事業主へ委任します。」欄に☑を入れてください。